

不利益処分の処分審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.021

処 分 名	土地の買取りと申出に基づく公告等
処 分 の 概 要	県及び市町村の土地の買取りにおける申出の受理や土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、公告しなければならない。当該土地を買い取るべき旨の申出があった場合は、特別な事情がない限り当該土地を時価で買い取るものとする。また、その旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
根拠法令等・条項	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号） 第七条の六第一項から第五項
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成28年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階都市計画課窓口への提出 又は 郵送
備 考	

■都市再開発法

第七条の六 都道府県又は市町村は、建築許可権者に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

- 2 建築許可権者は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 3 建築許可権者（前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、市街地再開発促進区域内の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。
- 4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
- 5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を建築許可権者に通知しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋